徳島県告示第二百二号

用を開始する。 第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供

週間一般の縦覧に供する。 その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和三年三月十九日から二

令和三年三月十九日

道路の種類 県道

徳島県知事 飯泉 嘉門

2 0 4						番 整号 理
イ 徳 島 沖 ・ 洲						路線名
地先徳島市東沖洲一丁目二八番二	地先徳島市東沖洲二丁目六八番二	先ま	同東沖洲一丁目二八番二	一地先から	徳島市北沖洲三丁目二二八番	区間
・ ナンニ		四六〇・五			(メートル) 長	
令和三年三月十九日					供用開始の期日	